

図書館での複写における「著作権法」

1. 図書館資料の複写(持ち込み資料の複写は不可)

各自、著作権法に基づいた誓約書内容を了承の上、複写をお願いします。

誓約書

私は、著作権のある資料の複写について以下に記載する事項を遵守します。

1. 著作物は全部でなく一部分(半分以下)であること
2. 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事はその全部であるが、
刊行後相当の期間を経たものに限ること。
(次号が既刊となったもの、または刊行後3か月を経たもの、等)
3. コピー部数は一人について一部のみであること
4. 調査研究のためであること
5. 有償無償を問わず、再複写したり頒布したりしないこと

万一著作権法上の問題が発生した場合は、その一切の責任を私が負います。

2. 相互貸借により、他機関より借り受けた資料の利用規則

借り受けできるのは、**入手困難な資料**に限ります。(非売品・品切中・絶版、当館の収集方針に合致しない分野の資料)

1. 借り受けた資料の複写作業を利用者が自ら行うことは認めない。
2. 借り受けた資料は、利用者の求めに応じて複写物を提供するものとする。
ただし、貸出館の館種または意向により、複写許可のない場合もある。
(代行複写料金 白黒 20 円 カラー 50 円)
3. 借り受けた資料を紛失または破損した場合は、貸出館の指示により弁償する。

参考: [大学図書館における著作権問題 Q&A](#) 5 版(PDF) 2006.03.23(国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会)

著作権法 第 31 条(図書館等における複製)

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のための必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合